

平成 31 年度第 2 回庁議提案 審議・報告・その他
 提出日：平成 31 年 4 月 23 日
 担当部・課：健康部保険年金課〔内線 2332〕
 健康部介護保険課〔内線 2432〕

①件名
東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置の延長について
②施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p>【背景】 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料については、国の全額の財政支援により、平成 30 年度まで免除措置を行ってきたところであるが、平成 31 年度においても、全額の財政支援が延長された。</p> <p>【目的】 国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を延長することにより、被災者の経済的負担の軽減を図るもの。</p>
③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p>【根拠法令】 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成 23 年法律第 40 号） 国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号） 介護保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（平成 12 年厚生省令第 26 号） 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例（平成 23 年 6 月 28 日条例第 27 号） 東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例（平成 23 年 6 月 28 日条例第 28 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は〔個別計画との整合性〕】</p>
④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成 23 年 3 月 11 日 免除措置を実施 ～平成 31 年 3 月 31 日 平成 31 年 2 月 1 日 「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金及び保険料（税）の免除措置等に対する財政支援の延長について」厚生労働省保険局保険課、国民健康保険課、高齢者医療課、医療課、医療介護連携政策課医療費適正化対策推進室、総務省自治税務局市町村税課事務連絡</p> <p>2 月 4 日 「東日本大震災により被災した被保険者の利用者負担等の減免措置に対する財政支援の延長等について」厚生労働省老健局介護保険計画課事務連絡</p> <p>3 月 27 日 第 198 回通常国会において平成 31 年度予算案可決</p>

⑤主な内容

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う国による避難指示等の対象地域における被保険者の国民健康保険税及び介護保険料の免除措置を平成32年3月分まで1年間延長する。

【免除措置に係る新旧対照表】

区 域	所得区分	改 正	現 行
帰還困難区域等	—	平成32年3月分まで	平成31年3月分まで
旧避難指示区域等	上位所得層を除く		

※帰還困難区域等 : 帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域の3つの区域

※旧避難指示区域等 : 平成25年度以前に指定が解除された(1)旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含む。)、平成26年度に指定が解除された(2)旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された(3)旧避難指示解除準備区域(楡葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に指定が解除された(4)旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)の4つの区域等

※上位所得層 国保 : 世帯に属する被保険者の基準所得額を合算した額が600万円を超える世帯
介護 : 被保険者個人の合計所得金額が633万円以上

【免除対象者】

国民健康保険税2世帯、介護保険料1人(平成31年3月現在)

⑥実施した場合の影響・効果(財源措置及び複数年のコスト計算を含む。)

【影響・効果】

被災者の経済的負担の軽減を図ることができる。

【財源措置】

国民健康保険税の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 6/10、特別調整交付金 4/10

介護保険料の免除に係る財政支援

災害臨時特例補助金 6/10、特別調整交付金 4/10

⑦他の自治体の政策との比較検討

他市町村においても、同様の措置を行うもの。

⑧今後の予定及び施行予定年月日

平成31年3月 東日本大震災に伴う石巻市国民健康保険税の減免に関する条例及び東日本大震災に伴う石巻市介護保険料の減免に関する条例の一部改正について専決処分(3月31日付け)

6月 市議会第2回定例会に報告、承認を求める

⑨その他

- 対象地域における国民健康保険一部負担金及び介護保険サービス利用者負担額免除措置については、平成32年2月28日まで延長している。
- 宮城県後期高齢者医療広域連合においても、保険料が平成32年3月分まで、一部負担金の免除措置が平成32年2月28日まで延長が決定されている。